

有機農業の推進

1. みどりの食料システム戦略推進総合対策

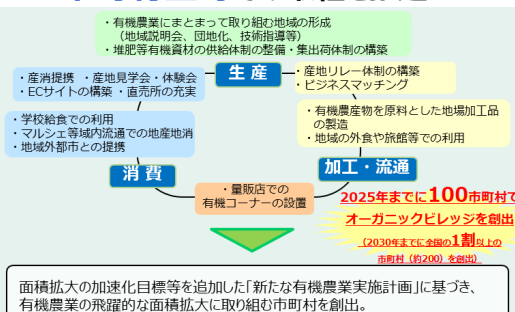
【令和6年度概算要求額 3,000（696）百万円の内数】

地域ぐるみのモデル的先進地区を創出するとともに、関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援

(1) モデル的先進地区の創出

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援することに加え、取組面積の飛躍的な拡大に取り組む産地を支援

市町村主導での取組を推進



(2) 有機農業への転換推進

新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して有機種苗の購入や土づくりなど有機農業の生産を開始するにあたって必要な経費を支援



収量の低下、生産コストの増加等
有機農業を始めるには課題が多い

必要な経費を支援

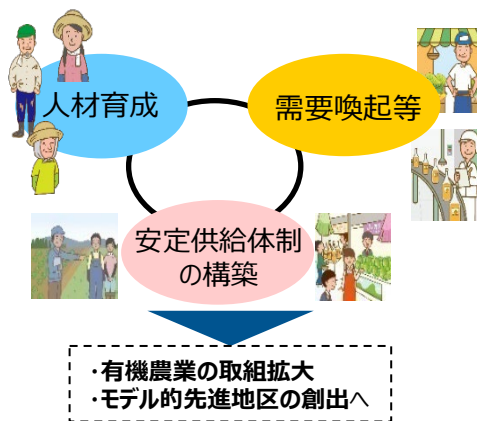
慣行から有機農業への転換を推進

対象者：新規就農者、慣行栽培から転換に取り組む農業者
対象農地：転換初年度となる農地
交付単価：20,000円/10a以内

(3) 人材育成や需要喚起等を通じた現場の取組の推進

有機農業の拡大に向けた現場の取組を推進するため、

- ① 有機農業指導員の育成・確保
- ② 有機栽培のノウハウを提供する民間団体の指導活動や、農業者の技術習得等による人材育成
- ③ 農業者等による有機農産物の安定供給体制の構築
- ④ 国産原料を使用した有機加工食品の生産・取扱拡大の取組
- ⑤ 事業者と連携して行う需要喚起の取組等を支援



(4) グリーンな栽培体系への転換サポート

それぞれの産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援

1. グリーンな栽培体系への転換

- 産地に適した「環境にやさしい栽培技術」、
「省力化に資する先端技術等」の検証

化学農薬低減

有機農業

化学肥料低減

温室効果ガス削減

省力化

- グリーンな栽培マニュアル、産地戦略（ロードマップ）の策定

2. 都道府県域への展開

展開先産地等における検討会、研修会、実演会、展示園場の設置等

グリーンな栽培体系の都道府県域への展開

2. 環境保全型農業直接支払交付金

【令和6年度概算要求額 2,841（2,650）百万円の内数】

農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援。

【有機農業の交付単価】国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。
※有機JAS認証取得を求めるものではありません。

【取組拡大加算】※活動によって増加した新規取組面積に応じた支援になります。

有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を行う農業者団体を支援

<交付単価> 4,000円/10a



本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】
農産局
農業環境対策課
03-6744-2114

より詳しくは→



- そば等の雑穀・飼料作物以外：12,000円/10a

炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算。

※土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバー作物、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

- そば等の雑穀・飼料作物：3,000円/10a

みどりの食料システム戦略推進総合対策

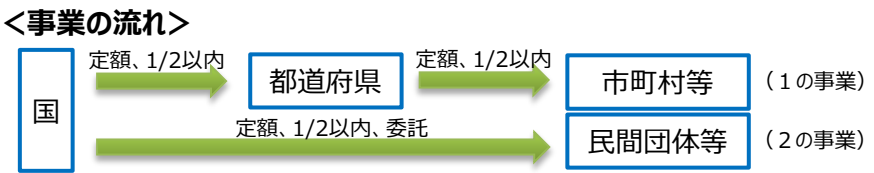
【令和6年度予算概算要求額 3,000（696）百万円】

＜対策のポイント＞
みどりの食料システム戦略及びみどりの食料システム法に基づき、資材・エネルギーの調達から、農林水産物の生産、流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル地区を創出するとともに、取組の「見える化」など関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援します。

＜政策目標＞
みどりの食料システム戦略に掲げたKPI（重要業績評価指標）の達成〔令和12年度及び32年度まで〕

＜事業の内容＞

1. みどりの食料システム戦略推進交付金 2,323（400）百万円
地域の特色ある農林水産業や資源を活かした持続的な食料システムの構築を支援し、モデル地区を創出します。
① 地方自治体が、農林漁業者、事業者、大学・研究機関やシンクタンク等と連携して行う基本計画の点検・改善等に係る調査・検討、有機農業指導員の育成・確保等を支援します。
② 科学技術の振興に資する以下のモデル的取組を支援します。
ア 土壌診断による化学肥料の低減やスマート農業技術の活用等の産地に適した技術の検証等を通じたグリーンな栽培体系への転換・都道府県域への展開、消費者理解の醸成
イ 環境負荷低減と収益性の向上を両立した施設園芸産地の育成
ウ 地域資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築
③ 有機農産物の学校給食での利用等地域ぐるみの取組や、慣行栽培から有機栽培への転換、バイオマス利用や環境負荷低減の取組を支える事業者の施設整備等を支援します。
2. 関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくり 677（296）百万円
フードサプライチェーンにおける関係者の行動変容と相互連携を促す環境整備を支援します。
① 見本市での展示等の情報発信、環境負荷低減の「見える化」、J-クレジット等の普及・創出拡大、二国間クレジット制度等の推進等のみどり戦略の理解浸透
② 国産有機農産物の需要喚起、有機加工食品における国産原料の生産・取扱いの拡大
③ 穀物の生産から集出荷段階に至るグリーン化技術の確立に向けた取組を支援
④ 生分解性マルチ導入促進に向けた製造・流通の課題解決
⑤ グリーンな栽培体系への転換の現場導入実態の分析、その結果を踏まえた情報発信
⑥ 農山漁村での再生可能エネルギー導入のための現場ニーズに応じた専門家派遣



※みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定や計画認定者等を事業採択時に優遇します。
※優遇措置の内容は各メニューにより異なります。
【お問い合わせ先】 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ（03-6744-7186）

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や学校給食等での利用、物流の効率化、販路拡大等、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりへの支援や、都道府県の推進体制づくりへの支援に加え、取組面積の飛躍的な拡大に取り組む産地を支援することにより、先進的なモデル地区を創出します。

＜事業の内容＞

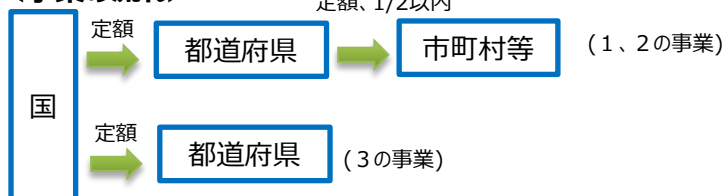
有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんだ取組を推進するため、試行的な取組を通じた**有機農業実施計画の策定**を支援するとともに、同計画に基づく、**産地づくりに向けた定着・普及に必要な取組**を支援します。

地域の耕地面積に占める有機農業の面積割合の大幅な増加等、面積拡大の加速化目標等を追加した「新たな有機農業実施計画」の実現に向けて、他の行政区や地域外の実需者など幅広い関係者と連携しながら、高能率作業機械や大ロット輸送システムの導入など生産から消費の取組を行う市町村に対して支援します。

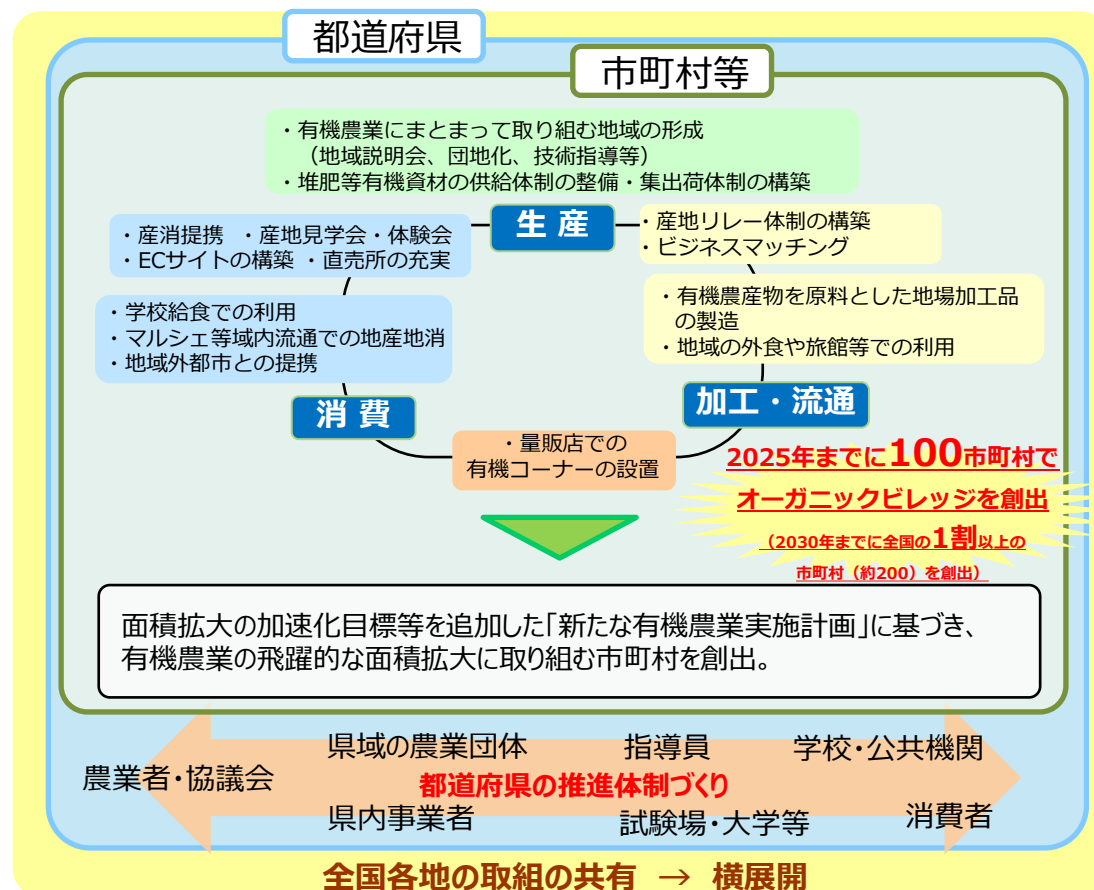
都道府県の推進体制を構築するため、都道府県全体を対象とした有機農業の勉強会や検討会の開催等の取組を支援します。

- ・事業実施主体の市町村又は、協議会の所在する市町村において、**有機農業に関する栽培管理協定**が結ばれている又は結ばれる予定である場合
- ・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「**みどり認定**」等を受けている場合 等

定額、1/2以内



＜事業イメージ＞



オーガニックビレッジを中心に、有機農業の取組を全国で面的に展開

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、新たに有機農業を開始する農業者に対して支援します。

＜事業目標＞

○ 有機農業の面積 (63,000ha [令和12年度まで])

＜事業の内容＞

1. 有機農業への転換推進

新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費について支援します。

① 対象者 : ア 有機農業に取り組む新規就農者
イ 慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者
(将来的に国際水準の有機農業に取り組む農業者に限る)

② 対象農地 : 慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地

③ 単価 : 2万円/10a以内
(本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。)

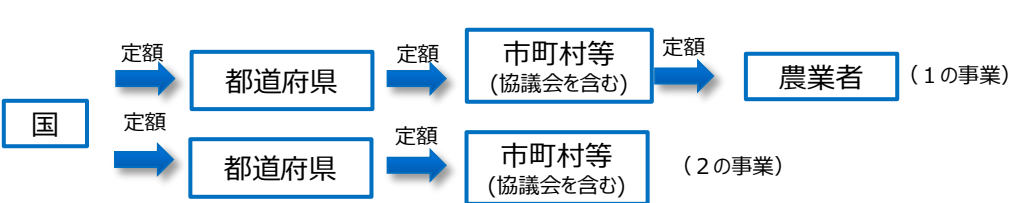
2. 推進事務

都道府県、市町村等による有機転換推進事業の推進を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します

- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員(農業者、民間団体等)が「みどり認定」等を受けている場合

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



慣行から有機農業への転換

推進体制整備

【令和6年度予算概算要求額 3,000 (696)百万円の内数】

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略及びみどりの食料システム法に基づき、地方公共団体が農林漁業者、事業者等と連携して行う地域のみどりの食料システム基本計画の点検・改善、情報発信、モデル地区の創出や農林漁業者の認定に向けた推進指導及びモデル地区の創出を担う有機農業指導員等の育成・確保等の取組を支援します。

＜事業の内容＞

1. みどりの食料システム基本計画の点検・改善、情報発信等

地方公共団体が農林漁業者、事業者等と連携して行う地域のみどりの食料システム基本計画の点検・改善等に向けた取組及び基本計画に係る関係者説明会の開催やパンフレット・動画の作成等の情報発信を支援します。
本メニューは、みどりの食料システム法に基づく基本計画の実現に向けて特定区域の設定や有機協定の締結に係る案件形成、農林漁業者の認定に対する推進指導等を通じて地方公共団体の体制強化を図るものです。

2. 有機農業指導員等の育成・確保

有機農業、グリーンな栽培体系、スマート農業等に係る取組の指導体制を整備するため、有機農業指導員等の育成及び普及に向けた指導活動等を支援します。
①有機農業指導員
②有機農業指導員以外の専門指導員

＜事業イメージ＞

○みどりの食料システム基本計画の点検・改善等



○計画に基づく取組の実施

- みどりの食料システム法の運用
 - ・特定区域の設定や有機協定の締結、農林漁業者の認定に向けた推進
- 総合対策各メニューの活用
 - ・スマート化や環境負荷低減の取組
 - ・農林水産物の付加価値向上
 - ・関係者の行動変容と相互連携

○情報発信

- みどりの戦略の実現を図る地方公共団体・農林漁業者等へ情報発信
-

○有機農業指導員等の育成・確保

- 専門指導員等の育成・確保
- モデル的取組の指導・助言を行う人材の育成、普及に向けた農業者等に対する指導活動を支援
- ・講習会参加
 - ・研修会開催 等
- モデル的取組
- ・現地研修
 - ・実践的な指導活動 等



○みどりの食料システム基本計画の点検・改善

取組の実施による課題を踏まえた基本計画の見直し・改善

計画に基づく取組の定着

持続可能な食料システムの実現

＜事業の流れ＞



＜対策のポイント＞
有機農業の拡大にむけた現場の取組を推進するため、広域的に有機農業の栽培技術を提供する民間団体の指導活動や、農業者の技術習得等による人材育成、有機農業者グループ等による有機農産物の安定供給体制の構築、国産有機農産物等に関わる新たな市場の創出に向けた国産原料を使用した有機加工食品の生産拡大や事業者と連携して行う需要喚起等の取組を支援します。

1. 人材育成

ア 有機農業指導活動促進事業

有機農業の現地指導・研修を広域的に行う団体等の指導活動や教育・研修プログラムの作成を支援します。

イ 有機農業新規参入者技術習得等支援事業

新たに有機農業に取り組む農業者に対し、有機JASに関する講習受講等を支援するとともに、品目別の有機栽培技術の研修会の開催に必要な経費を支援します。

〇みどりの食料システム戦略推進交付金のうち推進体制整備
有機農業や制度等について農業者に指導・助言を行う人材（有機農業指導員）の育成・確保等を支援します。

2. 安定供給体制構築

〇 有機農産物安定供給体制構築事業

有機農業者グループでの技術の共有・習得、共同の販路確保に向けた取組や、オーガニックプロデューサーによる産地販売戦略の企画助言等を支援します。

3. 需要喚起、販路拡大

ア 有機加工食品原料国産化支援事業

生産者と連携して国産有機加工食品の生産に取り組む流通、加工等の事業者等が行う国産原料を使用した有機加工食品の生産・取扱い拡大の取組を支援します。

イ 国産有機農産物等需要拡大支援事業

小売等の事業者と連携して行う国産有機農産物等の需要喚起や、有機農産物等の認知度向上、有機農業の環境保全効果を訴求する取組を支援します。

1. 人材育成

指導員育成・展開 → 研修機関活動支援 → 有機JAS講習受講支援
栽培技術研修実施

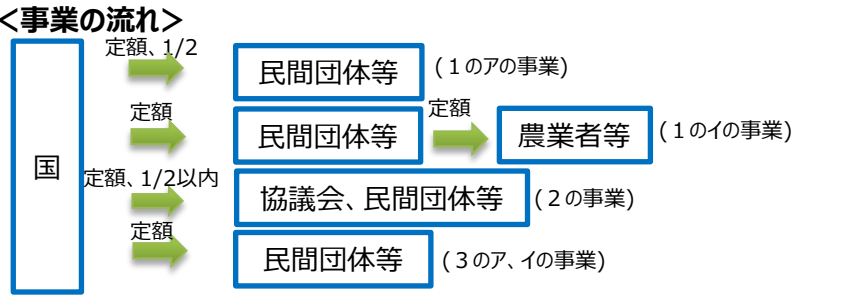
2. 安定供給体制構築

技術の共有・習得 → 共同販路の開拓 → 販路開拓の助言・指導
自治体間の連携促進

3. 需要喚起、販路拡大

小売事業者等との連携 → 有機加工原料の国産化 → 有機農産物の周知・情報発信

※以下の場合に優先的に採択します
・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合



みどりの食料システム戦略推進総合対策（有機農業推進総合対策事業）のうち
有機農業指導活動促進事業

＜対策のポイント＞

有機農業に取り組もうとする農業者への技術習得を促進するため、広域的に有機の栽培技術の提供を行う民間団体等が農業者に対し行う現地指導を行う取組や、栽培・採種技術習得のための手引きの作成等の取組を支援します。

＜事業の内容＞

1. 有機農業指導活動促進事業

都道府県域を越えて活動する有機の栽培技術の提供を行う民間団体等が、**農業者に指導・助言を行う活動等を支援**します。

① 有機農業の技術習得の促進

有機農業関係の現地指導を行う民間団体が、**農業者向け講習会の開催や農業者に現地指導を行う取組を支援**します。

② 研修体制の強化

有機農業関係の研修を行う施設において、農業者に指導を行うために必要な**実証ほ、採種場の設置、研修カリキュラムの作成等を支援**します。

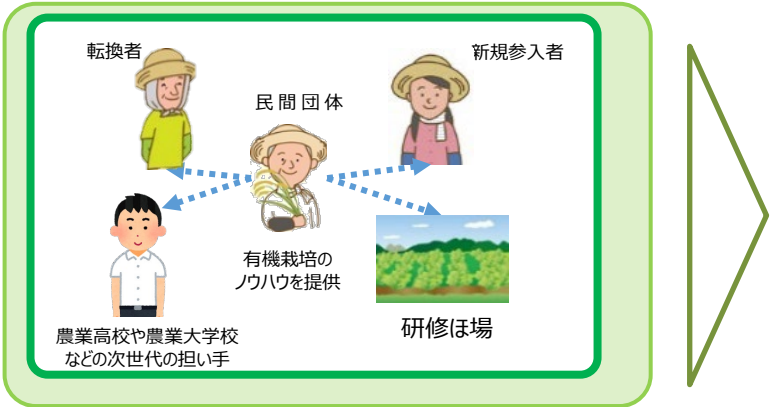
③ 有機農業に関する教育の推進

有機農業関係の**教育機関**における有機JAS認証の取得、**実証ほ場の設置、農業者の招へい、有機農業体験事業等の取組を支援**します。

＜事業イメージ＞

現状の課題

- 農業者が有機農業を始める場合や、技術習得をする際に相談できる機関が在住都道府県にない、もしくは品目限定となっている地域が多い。
- 有機農業関係の教育が可能な施設は限られている。



増加・収量の向上
有機農業者の

＜事業の流れ＞



みどりの食料システム戦略推進総合対策（有機農業推進総合対策事業）のうち
有機農業新規参入者技術習得等支援事業

<対策のポイント>

新たに有機農業に取り組む農業者が、国際水準の有機農業に関する技術的基準等を習得するため、**有機JASに関する研修や初回のほ場実地検査（有機JAS認証検査）を受講・受検する取組や品目別の有機栽培技術の講習会**の開催や**研修カリキュラムの内容調査、設計等**を支援します。

<事業の内容>

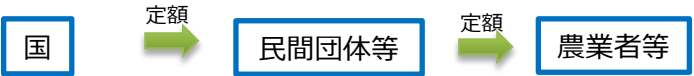
1. 有機農業新規参入者技術習得支援事業

新たに有機農業に取り組む農業者の有機JAS認証の早期取得を促すため、**有機JASの制度や技術的基準に関する研修や初回のほ場実地検査（有機JAS認証検査）を受講・受検する取組**を支援するとともに、**品目別の有機栽培技術の講習会**の開催や**研修カリキュラムの内容調査、設計等**を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



有機農産物安定供給体制構築事業

<対策のポイント>

農業者等による現場の先進的な取組の横展開を推進するため、技術研修会の開催、販路確保に向けた取組、生産・出荷拡大に必要な機械のリース導入等を支援するとともに、有機農産物の安定供給体制の構築を推進するため、産地における販売戦略の助言等や産地や自治体間の連携を促す取組を支援します。

<事業の内容>

1.オーガニック産地育成事業（地区推進事業）

農業者等による現場の先進的な取組の横展開を推進するため、

- ① 栽培や経営に関する技術研修会の開催等
- ② 産地への実需者の招へいや学校給食関係者との打合せ等を含む新たな販路確保に向けた取組
- ③ 生産・出荷拡大に必要な機械のリース導入等を支援します。

2.オーガニックプロデューサー支援事業（全国推進事業）

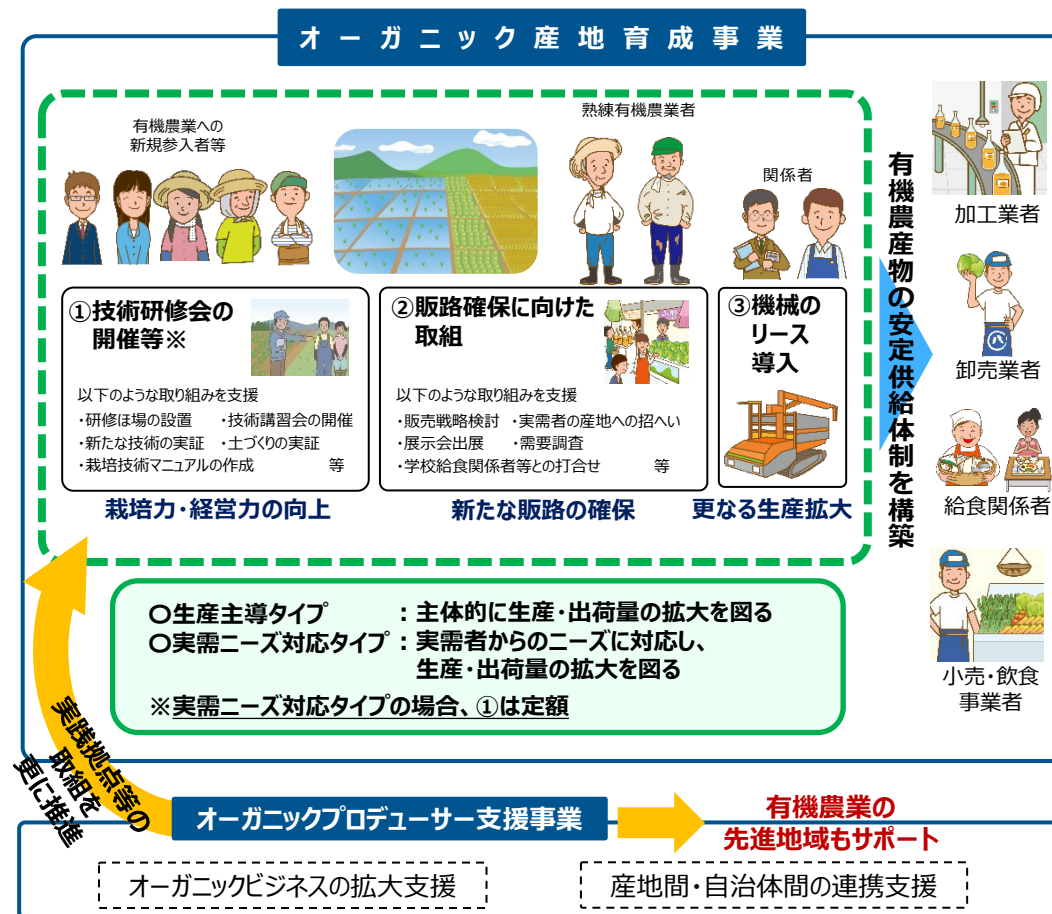
有機農産物の安定供給体制を推進するため、

- ① 産地における販売戦略の企画・提案・助言を行うオーガニックプロデューサーの派遣
- ② 産地や自治体間（モデル的先進地区を含む）の連携促進等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



有機加工食品原料国産化支援事業

<対策のポイント>

有機加工食品原料の輸入から国産への置き換えを促進するため、生産者と連携して国産有機加工食品の生産に取り組む**流通、加工等の事業者等が行う国産原料を使用した有機加工食品の生産・取扱い拡大**の取組を支援します。

<事業の内容>

1. 国産有機加工原料産地調整・共同調達実証

有機加工食品を取り扱う流通加工事業者と産地との広域的な連携の下、事業者の需要の取りまとめや、輪作体系も含めた作付け計画の調整、原料の共同調達に係るモデル的な取組を支援します。

2. 事業者向けセミナー等の開催支援

国産有機食品を取り扱う者の増加及び事業者の有機食品の理解を深めるため、流通・加工等の事業者に対して行う、

(1) 有機加工食品のJAS規格の説明や加工・小分け等の事例紹介

(2) 流通の効率化に向けた事例紹介や現場への専門家の派遣

(3) 事業者向け情報の発信（有機農産物の品質、利用方法等）

についての講習会の開催等を支援するとともに、有機農業に取り組む生産者と有機農産物の取扱いを希望する流通・加工事業者とのマッチングを推進します。

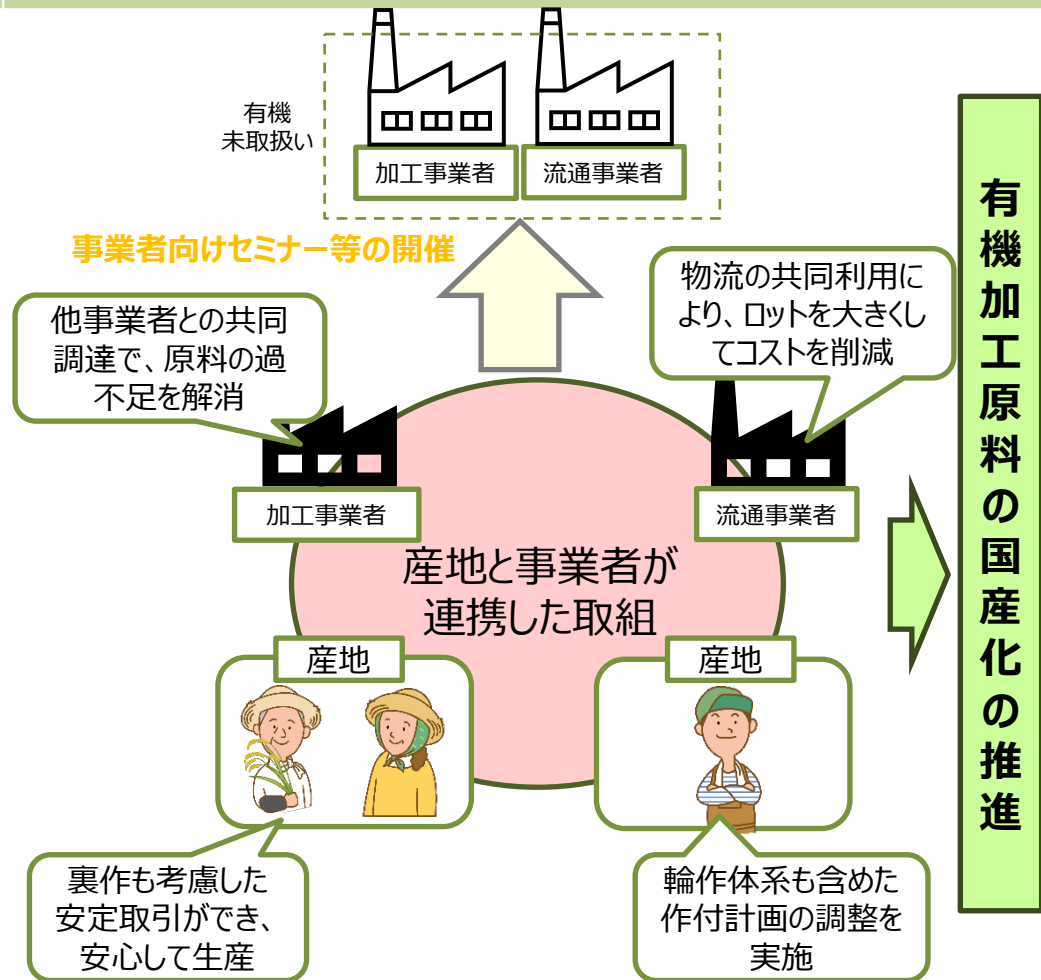
3. オーガニック産地育成事業（再掲）

農業者等による現場の先進的な取組を横展開するため、生産者や流通事業者が産地と連携して、共同便の運航による流通コストの削減等**流通の効率化**に関する取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



みどりの食料システム戦略推進総合対策（有機農業推進総合対策事業）のうち
国産有機農産物等需要拡大支援事業

＜対策のポイント＞

国産有機農産物等の需要を拡大するため、これらを取り扱う小売等の事業者と連携して行う国産有機農産物等の需要喚起や、有機農産物等の認知度向上、有機農業の環境保全効果を訴求する取組を支援します。

＜事業の内容＞

1. 国産有機サポーターズ活動推進事業

国産の有機食品に対する消費者のニーズを喚起するため、国産有機農産物等を取り扱う小売等の事業者（国産有機サポーターズ）と連携して行う、消費者への啓発や展示会への出展等の取組を支援します。

2. 有機農産物等認知度向上支援事業

有機農産物等の認知度向上のため、表示制度のセミナーや教育コンテンツを作成及び広報する取組を支援します。

3. 有機農業環境保全効果訴求事業

生産現場での環境保全の取組や生物多様性の保全の効果など有機農業の環境保全効果を消費者に訴求するための取組を支援します。

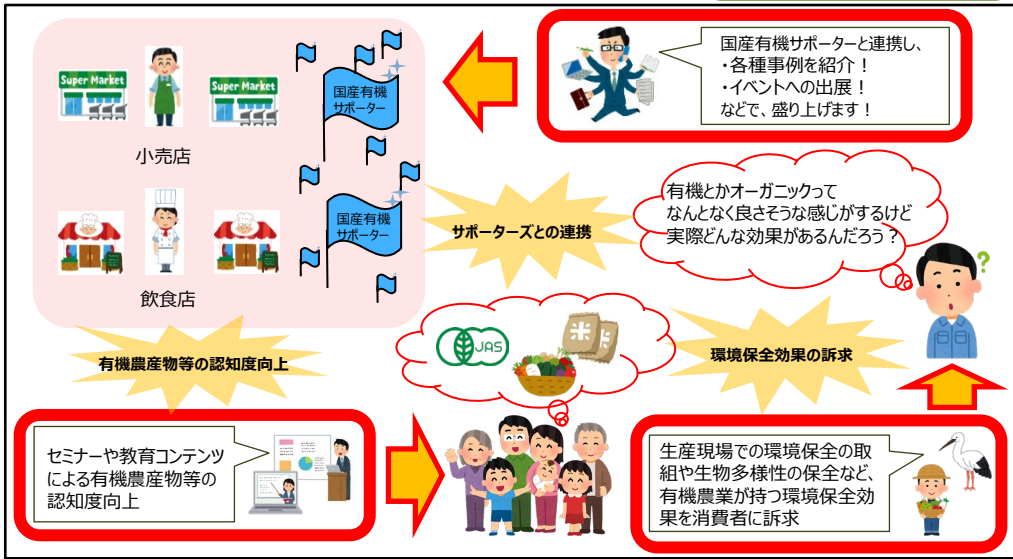
＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

- ・有機農業を拡大するには生産のみならず消費の拡大に向けた需要喚起が必要
- ・有機食品市場は拡大傾向にあるが、令和4年に実施したアンケート調査によると消費者の約6割は有機農産物等の購入頻度が「月に1回未満」であり、これらを日常的に購入する層の拡大が必要

本事業のイメージ
(の取組を支援)



- ・国産有機農産物等を扱う事業者の連携促進
- ・有機農産物等の認知度向上・需要喚起

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-2494）

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、それぞれの産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「**グリーンな栽培体系**」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

＜事業の内容＞

1. グリーンな栽培体系への転換

農業生産における環境負荷軽減の取組を推進するため、各産地において、**グリーンな栽培体系への転換に向けた以下の取組の検討を支援**します。

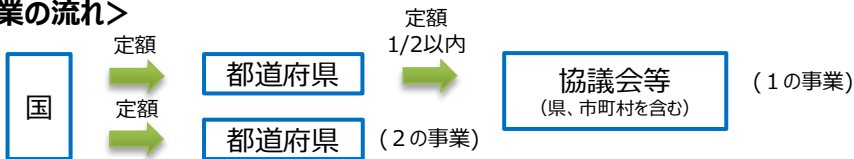
- ① 産地に適した**環境にやさしい栽培技術**※、**省力化に資する先端技術等**の検証
※ 化学農薬・化学肥料の使用量の低減、有機農業面積の拡大、温室効果ガスの排出量削減に資する技術
- ② ①の検証に必要な**スマート農業機械等**の導入
- ③ ①と併せて行う、環境に配慮して生産した農産物に対する**消費者の理解醸成**
- ④ グリーンな栽培体系の実践に向けた**栽培マニュアル**の作成
産地内への普及に向けた**産地戦略（ロードマップ）**の策定
- ⑤ 栽培マニュアルや産地戦略の**関係者への情報発信**（HPへの掲載等）

2. 都道府県域への展開

グリーンな栽培体系を都道府県域に展開するため、展開先産地等における検討会や研修会の開催、展示ほの設置等の取組を支援します。

※**以下の場合に優先的に採択**します
・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「**みどり認定**」等を受けている場合

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. グリーンな栽培体系への転換

検討会の開催：各産地の関係者による取組方針の検討等

検証に必要なスマート農業機械等の導入（選択）

グリーンな栽培体系の検証：環境にやさしい栽培技術＋省力化に資する先端技術等の検証

環境にやさしい栽培技術（例）

化学農薬低減

化学肥料低減

有機農業

温室効果ガス削減

中干し期間延長によるメタン削減

パイオ炭の農地施用（果樹選定枝の炭化）

省力化に資する技術（例）

生分解性マルチ

ドローン

リモコン式草刈機

水管理システム

グリーンな栽培マニュアル、産地戦略（ロードマップ）の策定

消費者の理解醸成（選択）

産地戦略に基づくグリーンな栽培体系の普及・定着

・売り場での情報発信
・消費者向けセミナー開催
・農業体験 など

2. 都道府県域への展開

展開先産地等における検討会

研修会、実演会の開催

展示ほの設置

グリーンな栽培体系の都道府県域への展開

日本型直接支払のうち 環境保全型農業直接支払交付金

【令和6年度予算概算要求額 2,841（2,650）百万円】

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動**を支援します。

<事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

<事業の内容>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,737（2,537）百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 持続可能な農業生産に向けた研修の受講と自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動
- ④ 取組拡大加算
有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 104（104）百万円

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

<事業イメージ>

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業 注1)	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 ^{注2)} に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000
	堆肥の施用	4,400
	カバークロップ	6,000
	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400 (3,200)
	草生栽培	5,000
	不耕起播種 ^{注3)}	3,000
	長期中干し	800
	秋耕	800



注1) 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。有機JAS認証取得を求めるものではありません。

注2) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

注3) 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組です。

- ▶ 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組（冬期湛水管理、炭の投入等）
※交付単価は、都道府県が設定します。

【取組拡大加算】

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援（交付単価：4,000円/10a）

- ✪ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。
- ✪ 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

【お問い合わせ先】農産局農業環境対策課（03-6744-0499）

<事業の流れ>

